

【金融円滑化法に係る越前信用金庫の取組み状況】

〔中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条1項に規定する説明書類〕

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施 に関する方針の概要

1. 取組方針

地域の中小企業者および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の相談があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた体制整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っております。

- (1) 各営業店に金融円滑化ご相談窓口を設置しております。
- (2) 金融円滑化管理責任者として、本部業務部長（常務理事）を選任しております。
- (3) 本部に金融円滑化に係る苦情・相談窓口を設置しております。
- (4) 条件変更の相談を含め、休日ローン相談会を開催しております。
- (5) 中小企業者への経営相談、経営改善等に取り組んでおります。
- (6) 金融円滑化管理に係る体制と役割

・理事会

理事会は、金融円滑化管理に係る最終責任機関として、金融円滑化に関する管理方針を定め、金融円滑化のための管理方針に基づき金融円滑化管理規定の策定・見直しを図ります。

また、金融円滑化管理方針を徹底するための体制を構築します。

・常勤会

常勤会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、指示・指導を行います。

また、金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備・見直しを図り、管理体制の改善を図ります。

- ・金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策の指示・管理・分析等を行い、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込みについて、適切な対応が行えるよう体制を整備いたします。

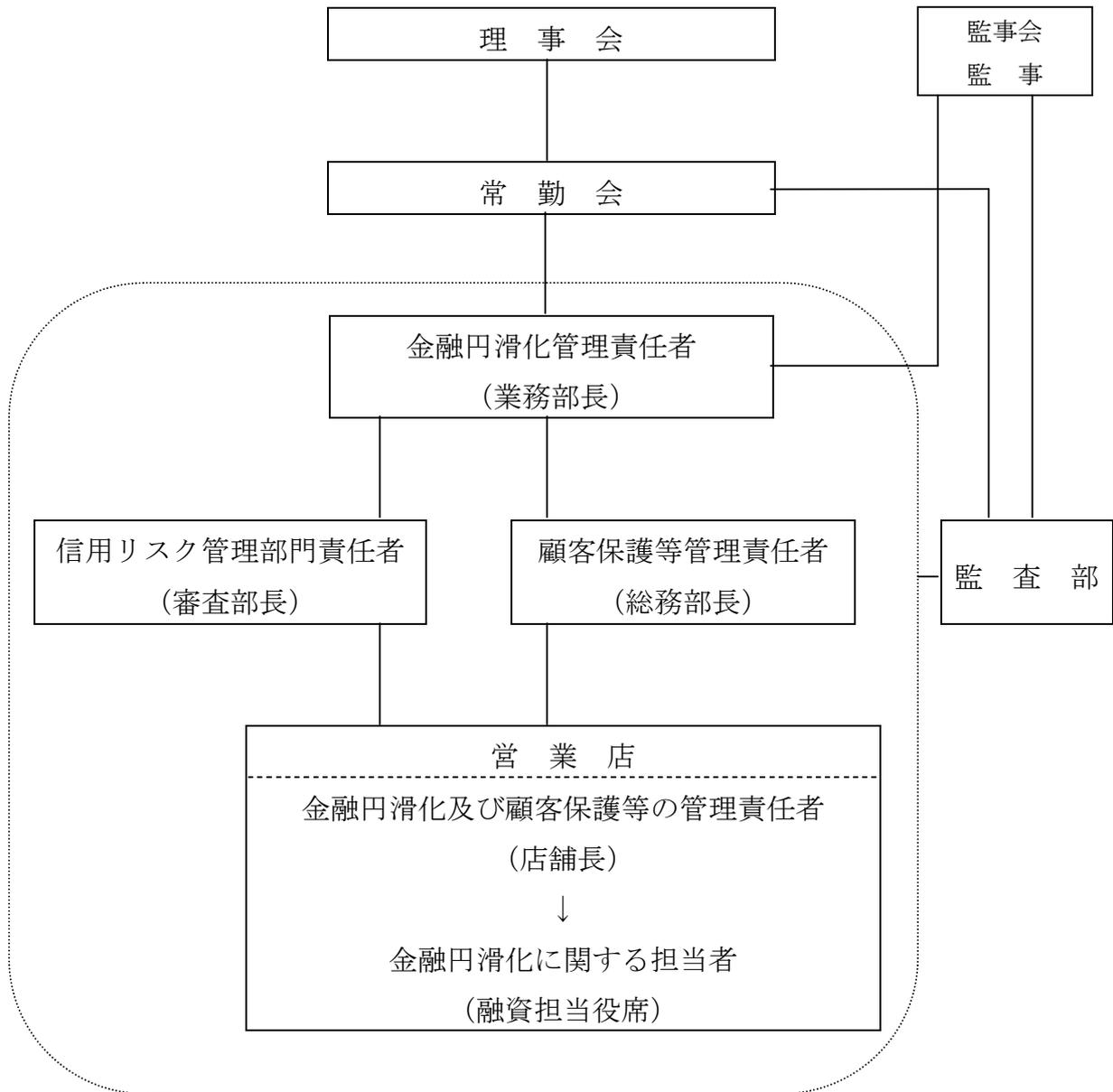
- ・金融円滑化管理部署

金融円滑化管理全般を統括する金融円滑化管理部署を業務部、顧客保護等管理部署を総務部、信用リスク管理部署を審査部とし、「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規定」に基づき、営業店及びその他関係する金融機関等と連携して、適切な金融円滑化管理の実施を実行いたします。

- ・営業店の役割

営業店では、店舗長を金融円滑化及び顧客保護等の管理責任者、融資担当役席者を金融円滑化担当者として、金融円滑化管理に関する体制の整備を図り、金融円滑化管理の状況等を金融円滑化管理部署へ報告いたします。

【 金融円滑化法に係る管理体制組織図 】



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る
苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. お客様からの融資のお申込みや貸付条件の変更等のお申込みに係る苦情相談の受付体制

- (1) お客様からの融資のお申込みや貸付条件の変更等のお申込みに係る苦情相談は、全営業店の他、本部においては総務課に金融円滑化苦情・相談窓口を設置しております。
- (2) お客様からの融資のお申込みや貸付条件の変更等のお申込みに係る苦情相談については、内容を記録・保存するとともに、営業店及び関係部署と連携して適切な対応を行います。

【 越前信用金庫金融円滑化窓口 】

越前信用金庫は、お客様からの条件変更等に関するご相談・苦情に適切に対応できるよう、金融円滑化窓口を設けております。

< 苦情・相談専用窓口 >

苦情相談	総務課
融資相談	審査課

電話番号 0120-1475-99 (フリーダイヤル)

営業時間	平日	9:00~17:00
	土・日曜日	休み
	祝日	休み

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. お客様に対する経営改善支援への取組体制

経営支援については、審査部と営業店舗長等が連携し、お客様に対するきめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画書策定支援や外部機関等との連携による経営改善支援に取り組んでおります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	490	2,390	4,467	7,128	8,950	11,033	12,826	14,823	16,839	18,513
うち、実行に係る貸付債権の額	360	2,244	4,136	6,382	8,556	10,783	12,502	14,030	16,040	17,672
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	12	46	109	119	126	126	188	537	544
うち、審査中の貸付債権の額	130	132	283	622	198	45	117	525	178	213
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	1	13	75	77	79	79	83	83
うち、信用保証協会等による債務の保証 を受けていた貸付債権のうち実行に係る 貸付債権の額	54	542	1,157	1,830	2,602	3,382	3,860	4,773	5,536	6,124
うち、信用保証協会等による債務の保証 を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る 貸付債権の額	0	10	44	56	59	66	66	112	254	254

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	35	201	424	632	796	969	1,167	1,331	1,487	1,642
うち、実行に係る貸付債権の数	28	184	392	580	766	943	1,132	1,275	1,432	1,583
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	7	12	14	15	15	20	36	37
うち、審査中の貸付債権の数	7	14	24	38	12	6	14	30	12	15
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	2	4	5	6	6	7	7
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	8	53	111	168	233	291	342	381	442	488
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	2	6	7	8	9	9	12	22	22

